

北陸地方整備局建政部
記者発表資料

配布日時	平成29年5月17日
取り扱い	配付を以て解禁

「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動について

今日の建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、建設生産物の品質を確保するとともに、担い手を確保することが重要になっています。

このため、北陸地方整備局においては、平成19年4月以降、「建設業法令遵守推進本部（本部長：北陸地方整備局長 中神 陽一）」を設置し、建設業における法令遵守の徹底を強化しているところです。

この度、平成28年度の活動実施結果を踏まえ、平成29年度の活動取組方針を決定しましたので、お知らせします。

1 平成28年度の活動実施結果

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 立入検査件数 | 72社 |
| うち大臣許可業者立入検査件数 | 40社 |
| うち知事許可業者立入検査件数 | 32社 |
| (2) 立入検査による勧告結果（大臣許可業者のみ） | |
| 文書による勧告の数 | 13社 |
| 【勧告の内容】 | |
| ・ 契約締結方法が不適切 | 2社 |
| ・ 変更時の契約締結が不適切 | 3社 |
| ・ 契約書の記載内容が不十分 | 2社 |
| ・ 契約締結時期が不適切 | 2社 |
| ・ 下請代金の支払期日が不適切 | 2社 |
| ・ 施工体制台帳及び施工体系図を未作成 | 4社 |
| （※一の者に対して、複数の項目について勧告を行ったものがある。） | |
| (3) 駆け込みホットラインへの通報等 | |
| 通報件数 | 29件 |
| 【通報の内容】 | |
| ・ 不払や工事代金に関する相談 | 15件 |
| ・ 建設業法違反の申告 | 5件 |
| ・ その他 | 9件 |
| (4) 立入検査以外の監督処分及び勧告件数 | |
| 営業停止（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反） | 3社 |
| 指示処分（労働安全衛生法違反） | 1社 |
| 書面勧告（契約締結方法等が不適切） | 3社 |

2 平成29年度の活動取組方針

建設業の現状を鑑みると、依然として、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生している。また、社会保険未加入企業が存在し、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっており、適正に保険に加入し、法定福利費を負担している事業者が競争上不利になるという問題が生じている。

引き続き建設業者の法令違反への対応を強化することにより、建設生産物の品質を確保するとともに、担い手の確保、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図る。

(1) 下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取組

下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段についての通達の見直しが行われたことを受け、平成29年3月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したところであり、その周知に努める。

(2) 通報制度等の活用

駆け込みホットライン、建設業フォローアップ相談ダイヤルによる通報等の周知を図り、利用促進に努める。

(3) 立入検査の実施

①「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に寄せられる法令違反疑義情報や社会保険加入対策に係る調査結果に基づく建設業者を優先的に立入検査を実施する。

②法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書等）の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について、検査を行い社会保険加入を推進する。

③安全衛生経費の確保は重要な取組であることから、安全衛生経費の確保に関する調査を引き続き適切に実施する。

(4) 建設業法令遵守ガイドライン等について、立入検査、講習会等の機会を通じて周知する。

(5) 東日本大震災の復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査を実施する。

(6) 消費税の円滑かつ適切な転嫁が図られるよう指導に努める。

(7) 関係機関と連携した建設業取引適正化推進月間（毎年11月）の取組

建設業者等を対象とした講習会の開催、県知事許可業者に対する立入検査の実施、広報等を行う。

【配布先】

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
その他建設専門紙

【問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局
建政部 建設業適正契約推進官 辺見
建政部 計画・建設産業課 課長補佐 青木
電話 025-370-6571
FAX 025-280-8746